

六実こども館事業
業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本事業に係る企画提案を求め、各種提案事業者の提案内容等を総合的に比較し、最も適した事業者を選考するため、公募型プロポーザルを実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

2 事業目的

近年、都市化、核家族化の進展、女性の就労の増加等により、子どもを取り巻く環境が大きく変化している。こうした変化の中で、子どもの遊び場・居場所の提供や保護者への子育て支援等が課題となっている。

これらの課題を踏まえ、本事業は、以下の三つのことを目的としている。

- (1) 学校や家庭とは異なる、だれでも利用できる安全安心な第三の居場所を提供し、そこに子どもの悩みや課題に寄り添うスタッフを配置することで、子ども達の孤立化を防ぎ、子どもがのびのびと、自由に、自信をもって生きられるようにする。
- (2) 地域の相互援助活動を確立し、地域全体で子ども達の育ちを見守っていけるようにする。
- (3) 支援を必要とする子ども達を把握し、必要に応じて専門機関への支援につなぐ。

3 事業概要

- (1) 名称 六実こども館事業業務委託
- (2) 発注者 松戸市
- (3) 委託期間 令和元年7月中旬予定から令和2年3月末日まで
- (4) 事業開始 令和元年7月下旬(予定)
- (5) 履行場所 松戸市六高台三丁目7番地(六実市民センター内)
- (6) 業務内容 別紙仕様書のとおり

4 提案限度額

児童館管理運営事業 2,983,000円

(消費税及び地方消費税を含む。)

なお、これを超える金額での提案は認められないものとする。

5 応募資格

法人格を有している者であること。

ただし、以下の項目に該当する者は応募できない。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者。
- (2) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者。
- (3) 松戸市又は他の地方公共団体において競争入札参加資格を有する場合、指名競争入札に関する指名を停止されている者。
- (4) 公募開始の日から契約締結までのいずれの日において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申し立てをしている者。
- (5) 国税及び地方税を滞納している者。
- (6) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員が経営に関与している者。

6 スケジュール

募集期間	令和元年 6 月 12 日（水）から令和元年 6 月 28 日（金）
事業者ヒアリング	令和元年 7 月 1 日（月）から令和元年 7 月 5 日（金）（予定）
選考審査会	令和元年 7 月 11 日（木）（予定）
審査結果の通知	令和元年 7 月中旬（予定）
事業開始	令和元年 7 月下旬（予定）

7 実施要領等の配布

（配布期間）

令和元年 6 月 12 日（水）から令和元年 6 月 28 日（金）

（配布方法）

松戸市ホームページからダウンロード

8 企画提案書等の提出

（1）提出書類

次の書類を提出すること。

番号	提出書類名	提出上の注意
①	応募申込書	松戸市HPで様式をダウンロード

②	企画提案書(任意様式)	記載内容については、本実施要領 8 (2)を参照のこと
③	会社概要書(任意様式)	法人の概要及びこれまでの事業実績等がわかるもの (パンフレット可)
④	見積書(任意様式)	内訳についても記載すること。
⑤	履歴事項全部証明書	法務局で発行する法人の履歴事項全部証明書 (発行後 3 か月以内のもの)
⑥	法人定款の写し	
⑦	平成 30 年度 貸借対照表、収支計算書	法人のもの
⑧	令和元年度事業計画	法人のもの

※書類はできる限り A 4 サイズに統一し、ホチキス等で綴じること。

(2) 企画提案書 (任意様式)

別紙仕様書に基づき、下記の要件を具体的に記載のこと。

- ア 六実こども館事業運営希望理由 ※800 字以内
- イ 本事業実施に係る見積書及び内訳
- ウ 本事業運営企画書 (特徴や工夫した点なども併せて記載)
- エ 資金計画 (本事業の 2 か月分)
- オ 本事業の予定構成員一覧 (氏名、年齢、資格等)

(3) 提出方法

上記募集期間内に直接子どもわかもの課へ持参。

(4) 提出部数

正本 1 部

9 担当者ヒアリング

応募した法人には、後日ヒアリングを実施する (日時は別途通知)。

※委託法人は、ヒアリング実施後に行う選考の後に決定する。

10 事業者選考

応募書類及び事業者ヒアリングの内容に基づき、選考委員会において選考を行い、優先交渉事業者を選定する。

(1) 選考委員会実施場所

松戸市役所中央保健福祉センター (千葉県松戸市竹ヶ花 74 番地の 3)

※応募事業者は、選考委員会に出席すること。

※近隣の公共施設で実施する場合あり。

(2) 選考にあたって重視する視点

事業を継続的、安定的に運営できる者であること。

(ア) 地域や会場の所管課との連携を積極的に図ることができること。

(イ) 利用者が楽しめるイベントの企画を柔軟に実施できること。

(ウ) 事業に従事する構成員の質の向上を目的とする研修を積極的に実施できること。

(エ) 利用者が安全に過ごせる環境を整備し、緊急時に適切な対応ができること。

(3) 選考結果の通知方法

令和元年7月中旬に応募者に対して文書で審査結果を通知する(予定)。

11 契約手続

選考された事業者は、運営企画書の内容に基づき、本市と事業委託の詳細な内容の協議を行った上で、松戸市財務規則に従い、予算の範囲内において契約を締結する。なお、優先交渉権者は、交渉後に交渉内容を反映した見積書を改めて、提出すること。選定された事業者と契約を締結することが出来ない事由が生じた場合は、選考結果が次点の者を新たに優先交渉権者として契約交渉を行う事とする。その他の契約手続に関しては、別紙仕様書のとおりとする。

12 プロポーザルへの参加費用

応募書類の作成、郵送など、本件に係る参加費用の全ては、提案者の負担とする。

13 失格事項

(1) この要綱に定める手続以外の方法により本市の職員及び市関係者にプロポーザルに対する援助を求めた場合。

(2) 提出された見積額が、提案限度額を超過している場合。

(3) 提出方法及び提出期限に適合しない場合。

(4) 記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合。

(5) 虚偽の内容が記載されている場合。

(6) 要件に適合しない提案の場合。

14 その他

(1) 審査内容に関する問い合わせには、対応しないこととする。

(2) 企画提案書の提出は、1者につき1件までとする。

- (3) 見積書に記載する金額は、消費税および地方消費税も含んだ金額とすること。なお、消費税は、令和元年10月から令和2年3月末日までの分は10%とすること。
- (4) 原則として、提出期間後の企画提案書等の提出書類の変更および差し替えは認めないものとする。
- (5) 提出された書類は、返却しないものとする。
- (6) 本プロポーザルにて知り得た情報については、本プロポーザル以外の目的での使用を固く禁止する。
- (7) 事業計画の中止や、選定されなかったことによる一切の損害等について、松戸市では責任を負わないものとする。

15 問い合わせ先

松戸市 子ども部 子どもわかもの課

担当 馬場、栗木

住所 松戸市竹ヶ花 74 番地の 3 中央保健福祉センター3 階

TEL 047(366)7464

FAX 047(366)7473

E-mail mckowaka@city.matsudo.chiba.jp